

2. 福利厚生

労働福祉係には地区労働者の就労と生活に関するさまざまな相談がよせられ、その内容はきわめて複雑多岐に亘っている。そして相談の内容によっては地区内外の関係機関に連絡して解決しなければならないことも多い。

(1) 技能資格取得促進事業

(イ) 技能講習

長引く不況で、求人減が続き、就労するに際して、資格・免許の所持を求められることが多い。

① ガス・アーク溶接技能講習の実施

センターでも「仕事に必要な資格を取り、より良い条件で仕事をしたい。」という労働者の要望に応えるため今年度より、溶接経験がある中・高年労働者を対象に、ガス溶接技能講習、アーク（電気）溶接作業特別教育の技能講習を大阪府職業訓練センターの協力で実施した。受講希望者のうちガス21名、アーク19名が講習を修了し、技能講習修了証を取得した。

② 免許・修了証再交付手続きの援助

各種免許・技能講習修了証などを破損、紛失したので再交付を受けたいという相談も本年度は1,188件あり、各種技能講習機関に連絡して再交付の手続きができたのは275件であった。これは、昨年度の相談件数719件、再交付件数78件と比べ、大幅な増加である。

③ 各種技能講習機関の情報提供

建設業労働災害防止協会や小松車両教習所などの技能講習機関や講習日程の紹介、能力開発協会が行う「技能検定」の紹介、高等職業技術専門学校が行う「テクノ講座」の紹介など情報提供を行った。本年度は2,599名の相談をうけ、1,625名の受講希望者があった。これも、昨年度の相談件数2,007名、受講希望者1,189名と比べ、大幅な増加である。

(ロ) 電話貸付

本年度は2,322件の貸付を行った。その内容は、求人減でなんとか仕事に就こうと、以前就労した事業所へ求職活動やそのための住所や電話番号調べも2,908件あった。

その一方で、生活に困窮しているので親族に生活費を送ってほしいという相談が増えているが、コレクトコール制度を利用するよう勧めている。

(2) 健康医療相談

(イ) 医療を求める労働者に対し、下記のような措置を行っている。

- ① 軽度の外傷による傷テープの配布等は17,648件であった。
- ② 家庭薬（胃腸薬）の配布は17,901件であった。
- ③ 健康保険の資格がないなど治療費に事欠く労働者で、専門医の診療を要するものと思われる労働者に対して、大阪社会医療センターへ診療依頼書の発行、設置されていない診療科目については、大阪市立更生相談所へ措置依頼をした。本年度の診療依頼は7,917件であった。
- ④ 急患・重傷者については、救急車の出動要請を行った。本年度の救急要請は56件であった。

(ロ) その他健康医療相談としては、下記のような相談を受けており、本年度は4,831件であった。

- ① 健康保険で診療を受けているが、本人負担の一割が支払えない。
- ② 病院で労働不能と診断されたが、民生福祉の窓口では自己退院・強制退院などの前歴があるため措置してもらえない。
- ③ 健康保険の手続きをしてきたが、明日取りに来れないので、仕事先まで転送してほしい。
- ④ 辻強盗（シノギ）にやられて、何もかも盗られた。負傷のため働けない。
- ⑤ 西成保健所が行った結核検診の結果を知りたい。

(3) 一般生活相談・家庭身上相談

(イ) 短期宿泊及び生活援助

短期宿泊は、働いた賃金を受け取れなかったり、労災手続きが遅れたり、様々な事情によってその日の宿泊に困っている労働者に宿泊と食事の提供を大阪自彊館に依頼した。

本年度は2,926件の相談をうけ、1,282件の措置依頼を行った。

生活援助は、就労・賃金受領・労災手続き等のための交通費に困っている者や、その日の食事代や宿泊費が不足している者に少額の金銭的援助を行った。

本年度は2,412件の相談をうけ、711件の援助を行った。

(ロ) 労働者疾病援助

「辻強盗(シノギ)にやられて、何もかも盗られた。」「長期間、野宿していたため衣類が汚れている。久しぶりに仕事に就けたが作業着がない。」以上のような労働者に物品を支給し、不幸にして入院した労働者に2千円限度の見舞金を支給した。

本年度は物品の援助を159件(92年65件)、疾病給付金の支給は1件(92年0件)であった。

(ハ) 住民登録のための援助

この種の相談は、最近多く、その理由として雇用保険の手続きに、住民票(住民票記載事項証明証)が必要となったため増えている。そのほか、健康保険、免許取得のためというものもある。

この相談のなかで、多くみられるのが、かつて住民登録していた住所地から長く離れて生活していたため、職権により抹消されたり、本籍地も分からないケースである。また、失踪宣告によって除籍されているケースもある。この場合、裁判所等へ復籍手続きをすることになる。その手続きを本年度は7件行った。

本年度は1,640件の相談を受け、取寄せ手続きの援助をしたのが416件であった。

(二) 来信物の取次

来信物の取次は、ドヤ（簡易宿泊所）住まいで居所が一定しない労働者が「センターを着信場所に貸してほしい」といった申し出に応える形で定着したものである。

本年度は2,188件の来信物を取り次いでいる。とりわけ、今年度は、長引く不況で仕事に就けず、生活に困窮した労働者が、親や兄弟等に送金を訴えたため、現金書留・電信による送金が増加した。（92年407件、93年505件）

(三) 尋ね人

親兄弟などの身内の人、友人などが直接センターに来たり、手紙で依頼されたりするものである。

その内容は「長い間、消息が途絶えて心配していたが、西成で働いているのでは、と人に聞いて…」、「父母・子供が病気」「親族が危篤なので至急連絡を取りたい」等々といった、切実なものがほとんどである。

尋ね人を探し出すには、雇用保険や健康保険を取得しているかどうかを手がかりにできる場合もあるが、センター掲示板や「センターだより」への掲示による方法によっている。なお、掲示期間は6ヶ月としている。

本年度は、276件の相談があり、掲示したのが71件であった。この内解決したものは21件であった。

(四) 公団住宅（単身者用住宅）入居希望者への「所得証明」発行

住宅・都市整備公団の単身者用住宅の入居の場合、「所得証明」が必要であったが、地区労働者は日雇のため証明をとることが困難であった。そのため同公団の理解を得て、雇用保険手帳の印紙貼付枚数により証明している。

本年度は、45件であった。

(4) 広報活動

1978年（昭和53年）1月から発行してきた広報紙「センターだより」は1994（平成6年）年3月には216号をむかえた。月刊2,000部（B

4版)を発行し、早朝詰所及びセンター3階事務所内の各窓口に置いている。内容は求人情報や労働・健康知識の普及さらには投稿作品やインタビュー記事など、労働者の声の把握と反映に努めている。「センターだより」1993(平成5)年7月号で「建設業退職金共済制度」、11月号で「健康診断助成金制度」の活用について啓発を行った。

また、仕事や生活に役立つ「労働者便利帳」(A6版、66ページ)の当年度版も引き続き5,000部発行し、好評であった。

(5) 文化・娯楽

余暇のあり方や健康の問題が深刻になりつつある今日、就労と失業の反復の中で酒やギャンブルに自らの心身をすり減らしがちな、地区労働者の生活環境の下では、「労働力の健全な再生産」に資するための文化や娯楽が重要な意義を持つようになっている。

5月21日(金)に開催した「将棋愛好者のつどい」では、プロ棋士(森信雄6段)を迎え、3クラス別トーナメントや、森信雄6段との多面打ちなどを行い、44名の参加を得て大盛況であった。

9月6日(月)に「三角公園」で行った「たそがれコンサート」は、1990(平成2)年より大阪府立淀川工業高校吹奏楽部を招いて行い、およそ1,000人の地区労働者が楽しい憩いの場を持つことができた。

(6) その他相談

労働者の中には、相談内容が明白でない場合や、センターだけでは対処できない内容(遺産相続を受けたい、以前掛けていた厚生年金や国民年金を掛けたし老後になんとかもらえるように出来ないか等)がある。これらの相談に対しては、内容を聞き、適切な窓口・他の機関へ紹介を行っている。

あいりん地区の報道等を見た市民の方から12月29日には米200kgを持参していただき、地区で炊き出しを行っているボランティア団体に役立ててもらった。さらに、送付された古着等を地区労働者に配布し、利用してもらった。

飲酒・泥酔者も多く、持って行きようのない日頃のうっぷんや、淋しさを窓口でぶつけることが多い。常連の労働者からは、仕事に関することや趣味、世間話を通じて、勉強させてもらうことも多い。

本年度は16,330件の相談があった。(内、飲酒泥酔者4,737件)

(7) シャワー室の無料開放

総合センターには、シャワー室・理髪室・ロッカー室・クリーニング店・娯楽室・食堂・喫茶室等が設けられている。

センターでは1975年度(昭和50年度)から夏冬の一定期間、シャワー室の無料開放を行っている。

(8) 日雇労働者福利厚生措置事業

地区日雇労働者の福祉の増進を図るため1971年(昭和46年)夏期より支給され、ソーメン代(夏期)・もち代(冬期)の名で労働者に呼ばれている。

本年度は、夏期14,400円を11,194人に、冬期16,200円を11,287人に支給した。

(9) 雇用保険と健康保険 =参考資料=

アブレ手当と労働者から呼ばれる雇用保険の日雇求職者給付金は、地区労働者の生活を支える大きな柱となっている。健康保険も病気や負傷の多い地区労働者の医療、入院時等の生活保障に大きな役割をはたしている。あいりん職安、玉出社会保険事務所での近年の取扱状況は別表の通りである。1984(昭和59)年9月のアブレ手当増額(1級4,100円→6,200円)以降、あいりん職安の有効求職者が急激に増加していたが、1987年(昭和62)4月末の24,500人をピークにして、その後減少を続けている。1994年(平成6年)3月末には、12,300人となっている。

健康保険は、雇用保険手帳の取得が前提であることや、1984年(昭和59年)10月の健康保険法改正による1割の自己負担など給付内容の低下などで、有効手帳所持者は減少を見せている。

医療関係、労働関係、その他措置状況

(表Ⅲ-7)

月	医療関係相談											
	家庭薬配布				外傷				健康医療相談			
	早朝		事務所		早朝		事務所		医療相談	医療センター	救急車	他の機関
	健康相談	レポート	健康相談	レポート	処置	テープ	処置	テープ				
4	6,781	3,570	2,450	1,695	11	666	46	560	478	825	9	401
5	7,567	4,036	2,103	1,520	16	764	60	622	208	703	5	453
6	7,092	4,084	2,684	1,990	14	734	58	670	208	718	5	444
7	6,761	4,308	3,020	2,247	18	849	70	764	266	696	0	476
8	6,364	4,210	2,838	1,907	16	806	60	631	540	654	6	425
9	6,822	3,818	2,384	2,037	23	710	51	727	589	605	11	411
10	7,353	3,848	2,830	2,015	29	722	41	654	504	629	8	397
11	6,459	3,232	3,018	2,075	17	666	62	625	384	640	4	290
12	5,667	2,380	2,454	1,636	22	772	44	588	433	609	2	306
1	5,036	2,271	2,755	1,790	25	775	56	601	392	613	3	259
2	4,724	2,244	2,299	1,660	21	823	58	630	405	553	1	308
3	6,022	2,730	2,540	1,835	19	827	49	576	424	675	2	307
合計	76,640	40,731	32,035	22,487	231	9,114	655	7,648	4,931	7,917	56	4,477
前年	74,227	39,107	28,540	17,387	120	8,427	526	6,159	2,449	7,839	60	2,620

月	労働関係相談・その他										
	就労関係		雇用保険		技能講習		免許資格		他の		飲酒等
	相談	住所調	相談	請求	相談	申込書	相談	請求	相談	請求	
4	570	327	246	163	6	260	174	96	16	1,535	532
5	490	249	244	134	7	295	180	93	27	1,386	377
6	723	370	343	173	3	262	169	111	22	1,692	390
7	702	310	292	177	4	203	127	121	23	1,971	381
8	464	267	210	155	8	284	183	92	8	1,829	369
9	308	198	157	146	1	196	111	84	18	1,381	428
10	366	230	172	185	3	197	125	96	33	1,155	458
11	309	205	129	173	14	169	92	102	32	1,100	303
12	281	180	127	151	9	140	78	86	19	1,225	286
1	303	178	114	179	3	170	113	84	14	1,068	338
2	274	191	130	160	6	196	128	119	25	990	445
3	302	203	156	192	11	227	145	104	38	998	432
合計	5,092	2,908	2,322	1,988	75	2,599	1,625	1,188	275	16,330	4,737
前年度	3,577	2,244	1,642	1,322	-	2,007	1,189	719	78	15,487	3,116

月	生活上等相談																																			
	短期宿泊				生活援助				緊急援助				健康保険				住宅公団・他				郵便				戸籍・住民票				落とし物・預かり物				尋ね人			
	相談	措置	宿泊人数	宿泊数	返戻	相談	措置	返戻	金	物品	相談	送付	相談	案内	書証	受理	渡し	相談	請求	相談	受理	渡し	相談	指示	解決											
4	442	142	134	137	71	223	58	40	0	6	179	18	123	67	3	211	179	171	44	58	16	17	22	0	1											
5	231	99	93	95	46	219	82	24	0	6	128	21	94	48	5	189	170	129	37	41	10	7	18	3	0											
6	339	130	127	131	68	293	77	22	1	11	155	15	84	36	2	221	216	164	44	51	11	12	30	6	1											
7	245	105	102	103	68	248	59	24	0	8	147	17	69	31	0	170	158	150	29	30	9	7	22	7	6											
8	197	99	93	97	97	191	48	29	0	23	167	29	76	35	3	169	158	118	28	51	16	13	27	4	2											
9	211	105	101	101	82	174	59	32	0	20	162	20	72	34	4	177	167	149	40	43	16	20	23	7	1											
10	208	96	91	94	84	177	35	48	0	13	148	25	98	57	9	182	149	145	49	31	6	2	19	5	1											
11	211	102	100	104	95	148	47	33	0	15	144	30	92	47	4	192	193	111	23	31	6	7	21	10	1											
12	186	81	79	83	86	191	73	38	0	12	141	29	95	44	5	176	149	84	13	32	9	8	31	12	1											
1	253	96	91	99	84	160	44	34	0	16	131	17	95	44	2	213	206	146	37	42	4	7	26	7	4											
2	184	97	89	90	80	190	46	55	0	17	136	18	83	45	6	135	135	143	33	32	8	4	13	2	1											
3	199	130	121	124	86	198	83	52	0	12	128	26	81	43	2	153	143	130	39	41	11	6	24	8	2											
合計	2,926	1,282	1,221	1,258	947	2,412	711	431	1	159	1,766	265	1,062	531	45	2,188	2,021	1,640	416	503	122	110	276	71	21											
前年	3,004	1,255	1,170	1,210	774	2,248	761	387	0	85	2,262	-	-	602	54	1,839	1,669	1,541	397	669	208	152	265	69	24											

日雇労働者福利厚生措置事業措置状況

(表Ⅲ-8)

年度	項目	夏 期			冬 期			合計支給総額
		支給金額	支給人員	支給総額	支給金額	支給人員	支給総額	
1 (平成1)		12,000	14,504	174,048,000	13,700	14,482	198,403,400	372,451,400
2 (平成2)		12,600	13,410	168,966,000	14,300	13,236	189,274,800	358,240,800
3 (平成3)		13,200	12,474	164,656,800	14,900	12,443	185,400,700	350,057,500
4 (平成4)		13,800	11,486	158,506,800	15,600	11,560	180,336,000	338,842,800
5 (平成5)		14,400	11,194	161,193,600	16,200	11,287	182,849,400	344,043,000

雇用保険業務取扱状況(あいりん職安)

(表Ⅲ-9)

年度	項目	新 規	年度末有効	保険金給付実人員
		求職者数	求職者数	(各月合計)
1 (平成1)		1,106	15,371	140,276
2 (平成2)		944	14,330	126,730
3 (平成3)		1,013	13,250	114,602
4 (平成4)		1,015	12,626	102,808
5 (平成5)		1,149	12,300	96,382

健康保険取扱状況(玉出社保)

(表Ⅲ-10)

年度	項目	被 保 険 者 手 帳				年度末 有効手帳	受 給 資 格 者 票				受給資格 確 認 件 数	傷病手当 数
		新 規	更 新	再交付	計		新 規	更 新	再交付	計		
1 (平成1)		954	7,000	1,508	9,462	10,455	782	6,487	1,260	8,529	51,136	1,785
2 (平成2)		822	6,788	1,269	8,879	9,966	662	6,416	1,048	8,126	49,805	1,599
3 (平成3)		853	6,507	1,195	8,555	9,786	635	6,123	1,025	7,783	46,885	1,620
4 (平成4)		799	5,869	1,092	7,760	8,939	538	5,495	827	6,860	41,350	1,594
5 (平成5)		918	5,386	1,144	7,448	8,586	553	4,977	786	6,316	38,205	1,059

センターだより

センター広報誌
第216号
1994年3月15日発行
(財) 社会福祉センター
大阪市東区東2丁目1-1-11
☎ 06-641-0131

センター労災保では、休業補償を受ける期間、生活が比較的安定し、気持ちが落ち着くので、老後について困ってもらえることがあります。最近では地区へ来るまでに常用で働いた経年の長い人も多いため、工夫すれば年金(国民年金や厚生年金)を受給できる場合があります。何人かのケースを紹介しますのであらかじめ可能性を追求してください。

年金 あきらめないで

Sさん(53才)大阪府出身
「10年前に父に果て、存続後、門前市の松下電器系列のM社に1~2年、同系列のA組(アソビ)製作に2年半、あいな組の協賛会社や建設会社に転職し、あいな組もあまセンター運営工事にも参加した。その期間も年金をかけたときも、たいたい年金がもらえるもなるとかあるんや、たら、なんどかしたい。」

このケースは、本人が会社名を覚えていたのど、どこの人事課に申し、保険番号を調べたら、なんと(番号がわからぬ)最寄りの社会保険事務所にて「関連情報書」を提出すると1週間ほどかかるということになりました。

Kさん(42才)大阪府出身
「1980年代末に釜ヶ崎へ移住。高卒後、8尾の文庫見メーカーで8年、F運輸で8年働いた。厚生年金を15年間かけている。日雇いになつて無理だと思、21代が、国民年金をつき足さると聞いた。もしどうやらた若し、なんどかして)ようか?7年後に2代し。

住所地の役所で国民年金加入の手続きをすれば65才から年金がもらえます。掛金の納入が滞り続けば免除される制度があります。

Tさん(54才)大阪府出身
釜ヶ崎へ移住したのは約10年前。それまで大和郡にある松下電器の下請工場とか大和ハウスの下請工場で働き、計14~5年間厚生年金をかけた。それをあと6年かけて20年間とな、としたり、何らかの年金はもらえないか?」

年金の加入期間が25年以内だと、あと11年必要です。54才から65才まで国民年金に加入すれば年金が65歳

加入期間が足りません。国民年金の手続きをしましょう。
☎手続きの方法はウラ面へ

国民年金のみで25年以上かけている。
☎自治体の区役所年金課で調べてくれる

65才から、老齢年金がもらえます。
☎手続きの方法はウラ面へ

厚生年金と国民年金をあわせて25年以上かけている。
☎厚生年金は社会保険事務所、国民年金は区役所で調べてくれる

65才から、老齢年金がもらえます。
☎手続きの方法はウラ面へ

厚生年金をあわせて25年以上かけている。
☎社会保険事務所で調べてくれる

65才から、老齢年金がもらえます。
☎手続きの方法はウラ面へ

必要資格期間と加入可能年数

生年月日	資格期間	加入可能年数
大15.4.2	21年	25年
同2.4.2	22	26
3.4.2	23	27
4.4.2	24	28
5.4.2		29
6.4.2		30
7.4.2		31
8.4.2		32
9.4.2		33
10.4.2	25	34
11.4.2		35
12.4.2		36
13.4.2		37
14.4.2		38
15.4.2		39
16.4.2以後		40

第21回大阪府データ

「世界には」

と き 3月
ところ 近畿
主催 大阪府
問い合わせ ナ

「世界中に」

仕事中心に
労働者
仕事中心に
労働者

仕事中心に就いた時は、すぐに現場直の病院で治療を受けて下さい。近頃からは、年末は事業主へ戻ってきにくいことが多くなります。そうすると、労災手続きが遅れたりして、休業補償ももらうことが遅れることがあります。当初、たいしたことがないと思っても打撲や捻挫、腰痛などは後で悪化する場合がありますので十分注意して下さい。

30日(30日はPM6:00まで)

内12347

イベント広場
人気の参加する日替
がずらり。
大助・花子
八方
いきよ・くるよ
きん枝
めだか
4月から始まるNHK朝の
連続テレビ小説のヒロイン
「純名里沙」のサイン会
園芸教室、マジックショー等

先月(2月)の求人数

	2月の求人数	前月比	前年同月比
現金	80,499人	36.5%増	5.3%減
契約(限)	71,692人 (内、センター窓口扱い) 22,709人	18.7%増 10.8%増	26.5%減 2.2%増

センターだより

センター広報紙
第206号
1993年 7月30日発行
(社)大阪労働部労働福祉センター
大阪市西成区芝之家1-3-44
☎ 06-641-0131

建退共特集号

ホームに
退職金
もらえる?

けんたい きょう 建退共ってなんや

★建設業退職金共済制度(建退共)に入りましょう★

証紙代はいらんか?

事業主が負担することになっています。証紙代を請求されても支払わなくてもかまいません。

手帳を作たら

下図のような「共済証紙」を、1労働日ごとに1枚手帳に貼り消印してもらいます。手帳には、250枚分が貼れるようになっています。いっぱいになると、建退共で新しい手帳を交付してもらい、以前の分は事業主を通じて建退共が記録してくれます。



いくら もらえるねん

特定の事業所をやめた時でなく、建設業で働かなくなった時にももらえます。金額は、貼付された証紙の数で決まります。月数の計算は、証紙211分で1ヶ月と換算し、24ヶ月以上貼ってあればもらえます。貼付月数と金額の関係は、右の図を見てください。

手帳をつくるには

建退共に加入している事業所に雇われた時に、その事業主に申し出て下さい。事業主から「手帳申込書」を建退共へ送付してもらい、1週間ぐらいで共済手帳が事業主に返送されます。

直接、労働者本人が建退共に申し込むことは出来ません。

ただ、直接雇われた事業主がまだ建退共に入っていない場合がほとんどです。その場合でも、働いた現場が「新空港」や「公共工事」であれば、全港湾西成分会へ(働いた日・事業主・元請け・現場名を書いて)相談に行けば建退共手帳をもらう手続きをとってくれる方法があります。(裏面をみてください) *どうしたら事業所が建退共に加入していることが、わかりますか?

建退共に加入している事業所は、このようなステッカーを貼っています。

建設業退職金共済制度 適用事業主工事現場

退職金共済手帳に共済証紙を貼ります
退職金共済手帳の更新を忘れず

建設業退職金共済事業本部
〒100 東京都千代田区千代田1-1-1
TEL 03-5561-2100

元請、か建退共に入っている現場に貼っているステッカーです。

共一この聞き慣れない制度は、建設現場で働く人たちが働いた日数に応じて、共済手帳に証紙を貼ってもらい、その労働者が建設業界をやめたときに「退職金」をもらうという制度です。

いくら くれるんか?

年数(月数)	退職金額(単位:円)
2年(24月)	131,040
3年(36月)	194,130
4年(48月)	257,220
5年(60月)	320,310
6年(72月)	383,400
7年(84月)	446,490
8年(96月)	509,580
9年(108月)	572,670
10年(120月)	635,760
15年(180月)	1,077,000
20年(240月)	2,040,000
25年(300月)	4,413,140
30年(360月)	6,351,670
35年(420月)	8,290,200
37年(444月)	10,237,470

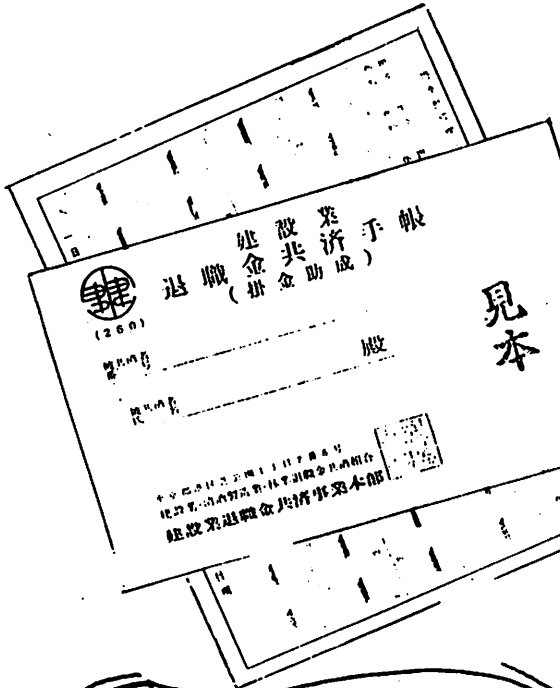
退職金額は、13歳未満の子供がいない場合です。

□ 問い合わせ先 □

大阪府労働部労働福祉課 (電話) 06-941-0351 (内線) 2872
06-944-6759 (直通)
建退共大阪府支部 (電話) 06-941-3850



こんなとき とっさにするねん



「さあ、建退共に入りたい」といっても、ひとりではなかなか簡単には行かないようです。センター登録事業所で建退共に入っているところも少ないのが現実です。その中で実際に労働者の相談を受け、建退共の手続きを助めている全港湾西成分会のkさんにお話を聞きました。



建退共に入っていない

建退共に入っていない事業所で働いたときはどうなるのですか？
働いた現場が「新空港」や「公共工事」であれば、手帳は作れます。働いた日・事業所・元請・どこの現場かがわかっていたら、全港湾西成分会で相談にのります。
元請がわからないと無理ですか？
大正区の小学校の現場で仕事をしたWさんの場合は

俺は今、証紙200枚ぐらい貼っているかな。手帳は、元請の現場監督にとってもらった。友達のは、もう500枚ぐらい貼っている。俺の経験では、共同企業体は手帳をくれにくいな。手帳や証紙をもらうコツは、同じ現場にいかせてもらうことやな。大きい現場なら証紙があるとと思うけど、一度、監督に確かめてから手帳をもって行ってる。
Oさん(61才)

作るのに 時間がかかる

事業所に聞いたところ、手帳を作るのに一週間ほどかかるので長く働いている人しか手続きしないといわれたのですが
A「一日だけでもやってみよう」

教育委員会で調べて元請は見つけたのですが、元請自体が小さいところで建退共のことをあまり知らなかった。元請からWさんの働いていた事業所に苦情がきたそうでした。
ダメになったのですか？
いえ、事業所に建退共の説明をして理解してもらったので、手帳を本人に渡すところまでできています。

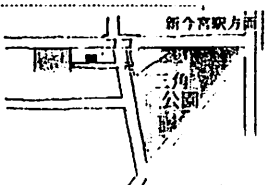
れ」と言われる場合もありますが、あとで「一日だけでなんやねん」となるでしょうね。
手帳を紛失したらどうなるのですか？
A「破れたり汚れていても現物があつて確認できるときは、新しい手帳に移してくれます。なくしたときは無効になります。ただし手帳に二六日分の証紙の貼つているとき、金融機関(銀行等)に手帳を見せて「証紙貼付状況確認書」をもらってれば、二六日分は有効となります。
どこのときも
証紙ははれる？
証紙を貼ってもらうのはどこと？
新空港や公共工事の現場

センターで アンケート

センター登録事業所の中から、「地区労働者に建退共の手続きをしてみたいか」と聞き取りをしてみました。
建退共に加わっている事業所は七十社あり、聞き取りに答えてくれた事業所は、四六社でした。
「手帳の手続きをしてもらえますか？」という質問には、「三〇社(六五%)が答えています。ただし「条件なし」は一四社
「証紙を貼つてくれますか？」という質問には、三六社(七八%)が「貼ります」と答えています。
証紙貼付の場合は、手帳の手続きと違い「長く働いてなくても証紙は貼る」と答えた業者が多くなりましたからです。



☆相談は・・・☆
全港湾西成分会
大阪市西成区萩の茶屋3-6-2
☎647-4947



1994(平6)年8月25日 印刷

1994(平6)年8月25日 発行

発行所 大阪市西成区萩之茶屋1丁目3番44号

財団法人 西成労働福祉センター

電話 06-641-0131(代)

FAX 06-641-0297